



市税は期限内に納付をしましょう

市税などには、それぞれ納期限が決められています。納期限までに完納されない場合は督促状を発送し、その後も納付がない場合は差し押さえなどの滞納処分を行います。

また、納期限を過ぎると、延滞金の納付義務が発生します。
問い合わせ先 税務課 (☎43-7122)

督促などに応じないと滞納処分に

督促や催告などに応じず、納付がない滞納者に対しては、税負担の公平性を確保するため、財産の差し押さえなどの滞納処分を行います。

差し押さえの対象となる財産は、給与・年金・預貯金・生命保険契約解約返戻金などの債権、美術工芸品や自動車などの動産、不動産などです。差し押さえた動産や不動産は、インターネットオークションなどを利用して公売を行い、滞納市税に充てています。

令和3年度差し押さえ件数

内訳	件数
預貯金など	46
給与・年金など	22
動産・不動産	2
その他	11
合計	81

令和3年10月末現在

納付が困難な場合は早めの相談を

やむを得ない事情で期限内の納付が困難な場合は、未納のまま放置せず、早めに税務課へ相談してください。

生活にあった納付方法で

市税などの納付には、府中市指定金融機関のほか、コンビニエンスストアやスマホ決済などが利用できます。皆さんの生活にあった方法で、期限内の納付をお願いします。

ご存じですか？

便利な納付方法

- ▷府中市指定金融機関
 - ▷全国の主なコンビニエンスストア
 - ▷スマホ決済アプリPayPay・PayB
 - ▷納付忘れのない口座振替制度も！
- コンビニやスマホ決済は24時間いつでも納付できるので便利です。

12月は国民健康保険税の滞納整理強化期間です

国民健康保険税は、病気やけがをしたときに、互いに助け合うための国民健康保険を支える大切な財源になります。期間中は、国民健康保険税などの滞納がある世帯を訪問するなどして滞納整理を強化します。

税

償却資産の申告は1月24日(月)までに

1月1日時点で、市内に償却資産を所有している人は、その資産について毎年申告をする必要があります。

申告期限は1月31日(月)までですが、なるべく1月24日(月)までに申告してください。土地や家屋に設置した太陽光発電設備も申告が必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください。

償却資産とは…個人または会社で事業を営んでいる人が所有し、その事業のために用いている機械、器具、備品などの資産のこと

税

家屋を取り壊したら届け出を忘れずに

令和3年12月末までに住宅や倉庫などの家屋を全部または一部取り壊し、まだ届け出をしていない人は、早急に電話などで連絡してください。

なお、滅失登記を行っている場合は、届け出の必要はありません。

滅失登記を行っていない場合、届け出をしないと、その家屋に対する固定資産税が引き続き課税されることがあります。

また、住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産税の税額が変わることがあります。

申告・問い合わせ先 税務課 (☎43-7125) または上下支所地域づくり係 (☎62-2111)